

地域的な包括的経済連携協定

目次

前文

第一章 冒頭の規定及び一般的定義

第二章 物品の貿易

第三章 原産地規則

附属書三 A (品目別規則)

附属書三 B (必要的記載事項)

第四章 税関手続及び貿易円滑化

附属書四 A (約束の実施のための期間)

第五章 衛生植物検疫措置

第六章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第七章 貿易上の救済

附属書七 A (ダンピング防止税及び相殺関税の手續に関する慣行)

第八章 サービスの貿易

附属書八 A (金融サービス)

附属書八 B (電気通信サービス)

附属書八 C (自由職業サービス)

第九章 自然人の一時的な移動

第十章 投資

附属書十 A (国際慣習法)

附属書十 B (収用)

第十一章 知的財産

附属書十一 A (締約国別の経過期間)

附属書十一 B (技術援助に係る要請の一覧)

第十二章 電子商取引

第十三章 競争

附属書十三A（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のブルネイ・ダルサラーム国についての適用）

附属書十三B（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のカンボジアについての適用）

附属書十三C（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のラオスについての適用）

附属書十三D（第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定のミャンマーについての適用）

第十四章 中小企業

第十五章 経済協力及び技術協力

第十六章 政府調達

附属書十六 A (透明性に関する情報を公表するために締約国が用いる紙面又は電子的手段)

第十七章 一般規定及び例外

第十八章 制度に関する規定

附属書十八 A (RCEP 合同委員会の補助機関の任務)

第十九章 紛争解決

第二十章 最終規定

附属書 I 関税に係る約束の表

附属書 II サービスに関する特定の約束に係る表

附属書 III サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表

附属書 IV 自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表

前文

この協定の締約国は、

二十十二年十一月二十日にカンボジアのプノンペンにおいて東南アジア諸国連合（以下この協定において「ASEAN」という。）の構成国並びにオーストラリア、中国、インド、日本国、韓国及びニュージーランドの元首又は政府の長によつて採択された地域的な包括的経済連携のための交渉の開始に関する共同宣言（地域的な包括的経済連携の交渉のための基本原則及び目的を承認したもの）を想起し、

締約国間の既存の経済上の相互関係を基礎とするこの協定を通じて、地域における経済統合を拡大し、及び深化すること、経済成長及び衡平な経済発展を強化すること並びに経済協力を推進することを希望し、

新たな雇用機会を創出し、生活水準を向上させ、及び締約国の国民の一般的福祉を向上させるために締約国間の経済上の連携を強化することを希求し、

地域的及び世界的なサプライチェーンへの参加を始め、貿易及び投資を促進するための明確かつ互恵的な規則を定めることを希望し、

各締約国の権利及び義務であつて、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を

設立するマラケシュ協定並びにASEANの構成国とその自由貿易パートナー、すなわち、オーストラリア、中国、日本国、韓国及びニュージーランドとの間の現行の自由貿易協定に基づくものを基礎とし、

締約国間の異なる開発の水準、特別のかつ異なる待遇のための規定を含む適当な形態の柔軟性（特に、適当な場合にはカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムのためのもの）の必要性及び後発開発途上締約国のための追加的な柔軟性を考慮し、

後発開発途上締約国がこの協定に基づく自国の義務をより効果的に履行し、及びこの協定から得られる利益（後発開発途上締約国の貿易及び投資の機会の拡大並びに地域的及び世界的なサプライチェーンへの参加を含む。）を利用することができるよう、後発開発途上締約国によるこの協定への参加の増大を促進する必要性を考慮し、

良い統治並びに予見可能性、透明性及び一貫性があるビジネス環境が経済効率の向上並びに貿易及び投資の発展をもたらすであろうことを認識し、

公共の福祉に係る正当な目的を達成するために各締約国が規制を行う権利を有することを再確認し、

持続可能な開発に関する三本の柱が相互に依存しており、かつ、相互に補強し合うこと及び経済上の連携

が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

さらに、地域的な貿易に関する協定及び取決めが地域的及び世界的な貿易及び投資の自由化を加速する上で及ぼし得る肯定的な影響並びに開かれた、自由な、及びルールに基づいた多角的貿易体制を強化する上でこれらの協定及び取決めの役割を認識して、

次のとおり協定した。